

○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正の新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等編） 目次 [第1～第4 略] （別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（<u>行政機関等編</u>） （別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（<u>行政機関等編</u>） 第1 はじめに 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。 一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編） 目次 [第1～第4 同左] （別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>） （別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>） 第1 はじめに 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。 一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管

改正後	改正前
理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。 個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、<u>これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護法施行条例」という。）も定められている。</u> 番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。 本ガイドラインは、個人番号を取り扱う<u>行政機関等（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう（注1）。以下同じ。）</u>が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。 なお、<u>個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人（注2）は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）が適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条に</u>	理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。 個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、<u>また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護条例」という。）において各種保護措置が定められている。</u> 番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。 本ガイドラインは、個人番号を取り扱う<u>行政機関等（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（同法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）</u>が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。 なお、<u>個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、番号法及び個人情報保護法第123条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必</u>

改正後	改正前
よって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。 <u>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)を参照する必要がある。</u> 番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第4条、第5条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。 本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、<u>行政機関等</u>の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。 以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。	要がある。 番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第4条、第5条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。 本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。 以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。

改正後	改正前
「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。 「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。 「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。 *印は、<u>行政機関等</u>の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。 <u>(注1)</u>「個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等」とは、次の機関及び法人をいう。 ①行政機関 ②地方公共団体の機関（議会を除く。） ③独立行政法人等（個人情報保護法別表第2に掲げる法人を除く。） ④地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務	「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。 「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。 「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。 *印は、<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。 [加える。]

改正後	改正前												
（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第 2 号（大学等の設置及び管理）若しくは第 3 号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。） <u>（注 2）</u>「個人情報保護法第58条第 1 項各号に掲げる法人」とは、次の法人をいう。 ①個人情報保護法別表第 2 に掲げる法人 ②地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの <u>（注 3）</u>「個人情報保護法第58条第 2 項各号に掲げる者」の「当該各号に定める業務」とは、次のものをいう。 ①地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務 ②独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務	[加える。] [加える。]												
第 2 用語の定義等 本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>項番</th><th>用語</th><th>定義等</th></tr><tr><td>①</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	項番	用語	定義等	①	[略]	[略]	第 2 用語の定義等 本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>項番</th><th>用語</th><th>定義等</th></tr><tr><td>①</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr></table>	項番	用語	定義等	①	[同左]	[同左]
項番	用語	定義等											
①	[略]	[略]											
項番	用語	定義等											
①	[同左]	[同左]											

改正後			改正前		
②	[略]	行政機関等の職員（ <u>独立行政法人等及び地方独立行政法人</u> にあつては、その役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。 【個人情報保護法第60条第1項】	②	[同左]	行政機関等の職員（ <u>独立行政法人等</u> にあつては、その役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。 【個人情報保護法第60条第1項】
③ ～ ④	[略]	[略]	③ ～ ④	[同左]	[同左]

⑤	[略]	＜行政機関等＞ 保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。 ④ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ⑤ ④に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの ＜<u>個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人</u>＞ 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ⑥ 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ⑦ ⑥に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるもの 【番号法第2条第4項、個人情報保護法	⑤	[同左]	＜行政機関等＞ 保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。 ④ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ⑤ ④に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの ＜<u>地方公共団体等・個人情報保護法別表第2に掲げる法人</u>＞ 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ⑥ 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ⑦ ⑥に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるもの 【番号法第2条第4項、個人情報保護法
---	-----	---	---	------	--

改正後			改正前		
		第60条第2項、第16条第1項、個人情報保護法施行令第4条】			第60条第2項、第16条第1項、個人情報保護法施行令第4条】
⑥ ～ ⑱	[略]	[略]	⑥ ～ ⑱	[同左]	[同左]
第3 総論 第3－1 目的 委員会は、個人情報保護法第131条に基づき、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第131条に基づき、<u>行政機関等</u>が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。 第3－2 本ガイドラインの適用対象等 (1) 本ガイドラインの適用対象 番号法は、<u>行政機関等</u>又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドライ			第3 総論 第3－1 目的 委員会は、個人情報保護法第128条に基づき、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第128条に基づき、<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。 第3－2 本ガイドラインの適用対象等 (1) 本ガイドラインの適用対象 番号法は、<u>行政機関等、地方公共団体等</u>又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としてお		

改正後	改正前
ンは、番号法の適用を受ける者のうち<u>行政機関等</u>を対象とするものである。 (2) <u>行政機関等</u>が番号法の適用を受ける場面 <u>行政機関等</u>は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、<u>行政機関等</u>が同法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。 ・ <u>行政機関等</u>が個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務（同法第9条第1項） ・ <u>行政機関等</u>がその職員等（以下「職員」という。）から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）等に提出する事務（同法第9条第4項） ・ 激甚災害が発生したとき等において、「所得税法」（昭和40年法律第33号）第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当する独立行政法人等（以下「金融機関に該当する独立行政法人等」という。）が個人番号を利用して金銭を支払う事務（<u>番号法</u>第9条第5項） なお、<u>行政機関等</u>から個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者となる。	り、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>を対象とするものである。 (2) <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が番号法の適用を受ける場面 <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が同法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。 ・ <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務（同法第9条第1項） ・ <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>がその職員等（以下「職員」という。）から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）等に提出する事務（同法第9条第4項） ・ 激甚災害が発生したとき等において、「所得税法」（昭和40年法律第33号）第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当する独立行政法人等（以下「金融機関に該当する独立行政法人等」という。）が個人番号を利用して金銭を支払う事務（<u>同法</u>第9条第5項） なお、<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>から個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務

改正後	改正前
第3-3 本ガイドラインの位置付け等 (1) [略] (2) 番号法と個人情報保護法施行条例との関係 一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、<u>個人情報保護法施行条例</u>の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、<u>個人情報保護法施行条例</u>の規定が適用される。 <u>なお、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条により、地方公共団体の機関について個人情報保護法及び番号法により読み替えて適用される個人情報保護法が直接適用されている。</u> <u>特定個人情報に関しても、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号。以下「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」という。）「11 条例との関係」と同様に、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、条例で定めることを許容する規定が個人情報保護法に置かれていないもの等個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについて個人情報保護法施行条例で独自の規定を設けることは、個人情報保護法の規律に抵触するものであり許容されない。</u>	等実施者となる。 第3-3 本ガイドラインの位置付け等 (1) [同左] (2) 番号法と個人情報保護条例との関係 一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、<u>個人情報保護条例</u>の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、<u>個人情報保護条例</u>の規定が適用される。 <u>また、番号法により個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法第32条においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしている。</u> <u>したがって、地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>

改正後	改正前
(3) 本ガイドラインの位置付け 本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。 また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法又は<u>個人情報保護法施行条例</u>が適用される部分については、個人情報保護法を基に定められている<u>個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）</u>及び「<u>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）</u>」（以下「<u>事務対応ガイド</u>」という。）を遵守することを前提としている。 第３－４ 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1) 保護措置の概要 [略] ア 特定個人情報の利用制限 番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第９条及び別表第１）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第	(3) 本ガイドラインの位置付け 本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。 また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法又は<u>個人情報保護条例</u>が適用される部分については、個人情報保護法を基に定められている「<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）</u>」（令和４年個人情報保護委員会告示第１号。以下「<u>個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）</u>」という。）、指針等（「<u>地方公共団体における個人情報保護対策について</u>」（平成15年６月16日総行第91号総務省政策統括官通知）等を行い、以下「<u>指針等</u>」という。）を遵守することを前提としている。 第３－４ 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1) 保護措置の概要 [同左] ア 特定個人情報の利用制限 番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第９条及び別表第１）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第

改正後	改正前
1 項)、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。 さらに、<u>個人番号利用事務等実施者</u>に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。 イ 特定個人情報の安全管理措置等 <u>行政機関の長（個人情報保護法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報保護法施行令第3条で定める機関にあっては、その機関ごとに個人情報保護法施行令第18条で定める者をいう。）</u>、<u>地方公共団体の機関、独立行政法人等（同法別表第2に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。以下、第3－6、第4－4－(2)、第4－4－(3)、第4－4－(4)、第4－4－(5)及び第4－6においてこれらをあわせて「行政機関の長等」という。）</u>については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない、行政機関等から個人情報の取扱いの	1 項)、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u> さらに、<u>個人番号利用事務等実施者</u>に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。 イ 特定個人情報の安全管理措置等 <u>行政機関等</u>については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている（個人情報保護法第66条）。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだ

改正後	改正前
委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている（個人情報保護法第66条）。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている（個人情報保護法第67条）。 <u>番号法</u>においては、これらに加え、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。 また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号	りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている（個人情報保護法第67条）。 <u>地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めるところによる。</u> <u>番号法</u>においては、これらに加え、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。 また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号

改正後	改正前
の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。 ウ 特定個人情報の提供制限等 個人情報保護法は、法令に基づく場合を除くほか、同法第69条第2項各号に定める場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認めていない（個人情報保護法第69条）。 <u>番号法</u>においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。 さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。 なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。 (2) 委員会による監視・監督 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行	の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。 ウ 特定個人情報の提供制限等 個人情報保護法は、法令に基づく場合を除くほか、同法第69条第2項各号に定める場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認めていない（個人情報保護法第69条）。 <u>地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。</u> <u>番号法</u>においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。 さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。 なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。 (2) 委員会による監視・監督 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行

改正後

うため、次に掲げる権限を有している。

- 個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

(3) 罰則の強化

[略]

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①	[略]	[略]	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第176条）	[略]

改正前

うため、次に掲げる権限を有している。

- 個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。
- [同左]
- [同左]
- [同左]
- [同左]

(3) 罰則の強化

[同左]

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①	[同左]	[同左]	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第171条）	[同左]

改正後						改正前					
	②	[略]	[略]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第180条)	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第43条)		②	[同左]	[同左]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第175条)	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 (第42条)
	③	[略]	[略]	[略]	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 (第42条)		③	[同左]	[同左]	[同左]	同上 (第42条)
	④	[略]	[略]	[略]	[略]		④	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	⑤	[略]	[略]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第181条)	[略]		⑤	[同左]	[同左]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第176条)	[同左]
	⑥ ～ ⑧	[略]	[略]	[略]	[略]		⑥ ～ ⑧	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について <u>行政機関等</u> は、 <u>番号法等関係法令並びに本ガイドライン、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイド</u> に従い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な方策について検討し、実践するとともに、国民・住民等の意見、事務の実態、技術の進歩等を踏まえ、点検・見直しを継続的に行う体制を主体的に構築することが重要である。						第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について <u>行政機関等及び地方公共団体等</u> は、 <u>番号法等関係法令並びに本ガイドライン及び指針等</u> に従い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な方策について検討し、実践するとともに、国民・住民等の意見、事務の実態、技術の進歩等を踏まえ、点検・見直しを継続的に行う体制を主体的に構築することが重要である。					
第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応 保有個人情報の漏えい等事案が発生した場合、 <u>行政機関の長</u>						第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応 保有個人情報の漏えい等事案が発生した場合、 <u>個人情報保護</u>					

改正後	改正前
等は、個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）等に基づき報告等が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、行政機関等には、番号法第29条の4、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び本ガイドライン「（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（<u>行政機関等編</u>）」に基づき報告等が求められる。 第3－7 [略] 第4 各論 第4－1 特定個人情報の利用制限 第4－1－(1) 個人番号の利用制限 （関係条文） [略] 1 個人番号の原則的な取扱い 個人番号^{（注）}は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用する	<u>法第63条に規定する行政機関の長</u>等は、個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）等に基づき報告等が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、行政機関等には、番号法第29条の4、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び本ガイドライン「（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>）」に基づき報告等が求められる。 第3－7 [同左] 第4 各論 第4－1 特定個人情報の利用制限 第4－1－(1) 個人番号の利用制限 （関係条文） [同左] 1 個人番号の原則的な取扱い 個人番号^{（注）}は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用する

改正後	改正前
のが原則である。 行政機関等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第19条第13号から第17号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務である。 また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用することができる。 行政機関等は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（2参照）</u>、<u>これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。</u>	のが原則である。 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第19条第13号から第17号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務である。 また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用することができる。 行政機関等は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（2参照）</u>、<u>これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。</u> <u>地方公共団体等も同様である。</u>
（注）[略] A 個人番号を利用することができる事務の範囲 a 個人番号利用事務（番号法第9条第1項から第3項） 個人番号利用事務とは、<u>行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務</u>を処理する者が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。	（注）[同左] A 個人番号を利用することができる事務の範囲 a 個人番号利用事務（番号法第9条第1項から第3項） 個人番号利用事務とは、<u>行政機関等、地方公共団体等その他の者</u>が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。

改正後	改正前
また、地方公共団体の場合は、同法別表第 1 に掲げられていない事務であっても、同法第 9 条第 2 項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。 ＊ 〔略〕 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務を同一の機関で処理しており、<u>個人情報保護法施行条例</u>の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報の授受がなされているところもある。これと同様に、特定個人情報についても、番号法別表第 1 に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第 9 条第 2 項に基づく条例を定める必要があると解されている。 なお、地方公共団体において、同法第 9 条第 2 項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合があるが、この場合であって、同項に	また、地方公共団体の場合は、同法別表第 1 に掲げられていない事務であっても、同法第 9 条第 2 項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。 ＊ 〔同左〕 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務を同一の機関で処理しており、<u>個人情報保護条例</u>の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報の授受がなされているところもある。これと同様に、特定個人情報についても、番号法別表第 1 に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第 9 条第 2 項に基づく条例を定める必要があると解されている。 なお、地方公共団体において、同法第 9 条第 2 項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合があるが、この場合であって、同項に

改正後	改正前
基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要と判断するときは、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。 また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。 <u>行政機関等</u>から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。 b 個人番号関係事務（番号法第9条第4項） 個人番号関係事務とは、「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号）、「地方公務員等共済組合法」（昭和37年法律第152号）、所得税法その他の法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関し必要な限度で他人の個人番号を利用して行う事務をいう。例えば、所得税法の規定に基づき、職員の個人番号を給与所得の源泉徴収票に記載して、税務署長に提出する事務等が該当する。	基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要と判断するときは、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。 また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。 <u>行政機関等又は地方公共団体等</u>から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。 b 個人番号関係事務（番号法第9条第4項） 個人番号関係事務とは、「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号）、「地方公務員等共済組合法」（昭和37年法律第152号）、所得税法その他の法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関し必要な限度で他人の個人番号を利用して行う事務をいう。例えば、所得税法の規定に基づき、職員の個人番号を給与所得の源泉徴収票に記載して、税務署長に提出する事務等が該当する。

改正後	改正前
なお、<u>行政機関等</u>から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号関係事務を行うことができる。 ＊ 給与受給者である職員が、所得税法第194条第1項の規定に従って、扶養親族の個人番号を扶養控除等申告書に記載して、勤務先である<u>行政機関等</u>に提出することは個人番号関係事務に当たる。 ｃ [略] Ｂ 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項） [略] ＊ <u>行政機関等</u>は、個人番号利用事務において申請者から個人番号の提供を受ける際に、当該個人番号を番号法第19条第8号から第10号までに基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合があることは、明示する必要はない。 個人情報保護法は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合等は、個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができることとしているが、番号法は、<u>例外として認</u>	なお、<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号関係事務を行うことができる。 ＊ 給与受給者である職員が、所得税法第194条第1項の規定に従って、扶養親族の個人番号を扶養控除等申告書に記載して、勤務先である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>に提出することは個人番号関係事務に当たる。 ｃ [同左] Ｂ 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項） [同左] ＊ <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>は、個人番号利用事務において申請者から個人番号の提供を受ける際に、当該個人番号を番号法第19条第8号から第10号までに基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合があることは、明示する必要はない。 個人情報保護法は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合等は、個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができることとしているが、番号法は、<u>例外として認</u>

改正後	改正前
<u>められる二つの場合を除き（2参照）、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。</u> したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。	<u>められる二つの場合を除き（2参照）、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。</u> したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
2 例外的な取扱いができる場合 [略] a 金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第5項、第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項、番号法施行令^{（注）}第10条、<u>激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関するデジタル庁令（平成27年内閣府令第74号）</u>） 金融機関に該当する独立行政法人等は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害が発生したとき、又は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他<u>デジタル庁令</u>で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限、禁止され、若しくは当該区域からの退去を命ぜられたときに、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有している個	2 例外的な取扱いができる場合 [同左] a 金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第5項、第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項、番号法施行令^{（注）}第10条、<u>激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）</u>） 金融機関に該当する独立行政法人等は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害が発生したとき、又は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他<u>内閣府令</u>で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限、禁止され、若しくは当該区域からの退去を命ぜられたときに、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有している個人

改正後	改正前
人番号について、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用することができる。 (注) [略] ｂ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第2項第1号） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、行政機関等は、個人番号利用事務等処理する目的で保有している個人番号について、人の生命、身体又は財産を保護するために利用することができる。	番号について、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用することができる。 (注) [同左] ｂ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第2項第1号） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、行政機関等は、個人番号利用事務等処理する目的で保有している個人番号について、人の生命、身体又は財産を保護するために利用することができる。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
第４－１－(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限 (関係条文) [略] ● 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法第29条） 行政機関等その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人番号利用事務等処理するために必要な場合、又は番号法第19条第13号	第４－１－(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限 (関係条文) [同左] ● 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法第29条） 行政機関等及び地方公共団体等その他個人番号利用事務等に従事する者が、特定個人情報ファイルを作成することができるのは、個人番号利用事務等処理するために必要な場合、又は

改正後	改正前
から第17号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合に限定されており、<u>これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。</u>	番号法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合に限定されており、<u>これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。</u>
第4-2 特定個人情報の安全管理措置等 第4-2-(1) 委託の取扱い (関係条文) [略] 1 委託先の監督（番号法第11条、個人情報保護法第66条） A 委託先における安全管理措置 個人情報保護法第66条第2項第1号において、委託を受けた者は、当該委託を受けた業務に係る保有個人情報の安全管理措置を講ずることを義務付けられている。 これに加え、番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「<u>委託を受けた者</u>」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとしている。 このため、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする行政機関等は、「委託を受けた者」において、<u>番号法に基</u>	第4-2 特定個人情報の安全管理措置等 第4-2-(1) 委託の取扱い (関係条文) [同左] 1 委託先の監督（番号法第11条、個人情報保護法第66条） A 委託先における安全管理措置 個人情報保護法第66条第2項第1号において、委託を受けた者は、当該委託を受けた業務に係る保有個人情報の安全管理措置を講ずることを義務付けられている。 地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。 これに加え、番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「<u>委託を受けた者</u>」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとしている。 このため、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする行政機関等及び地方公共団体等は、「委託を受けた者」に

改正後	改正前
<u>づき個人番号利用事務等を行う行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u> なお、「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。	<u>において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u> なお、「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。
B 必要かつ適切な監督 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。 委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等は、<u>委託先において、番号法に基づき当該行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。</u>具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。 委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個</u>	B 必要かつ適切な監督 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。 委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等は、<u>委託先において、番号法に基づき当該行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。</u>具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。 委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個</u>

改正後	改正前
<u>個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、行政機関等において必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。</u> 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、<u>前記の契約に基づき報告を求めること、委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価する。</u>	<u>個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、行政機関等及び地方公共団体等において必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。</u> 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、<u>前記の契約に基づき報告を求めること、委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価する。</u>
(注) [略] 2 再委託（番号法第10条、第11条） A [略] B 再委託の効果（第10条第2項） 再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号利用事務等を行うことができるほか、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。	(注) [同左] 2 再委託（番号法第10条、第11条） A [同左] B 再委託の効果（第10条第2項） 再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号利用事務等を行うことができるほか、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託すること

改正後	改正前
このように、行政機関等が許諾を与えることが個人番号利用事務等の再委託の要件とされていることから、行政機関等は、<u>委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報</u>の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。	ができる。 このように、行政機関等又は地方公共団体等が許諾を与えることが個人番号利用事務等の再委託の要件とされていることから、行政機関等及び地方公共団体等は、<u>委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報</u>の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。
＊ 更に再委託をする場合も、その許諾を得る相手は、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした<u>行政機関等</u>である。 したがって、個人番号利用事務等が、<u>行政機関等</u>→甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、丙は、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等</u>の許諾を得た場合に限り、別の事業者丁に再委託を行うことができる。更に再委託が繰り返される場合も同様である。 なお、乙は丙を監督する義務があるため、乙・丙間の委託契約の内容に、丙が再委託する場合の取扱いを定め、再委託を行う場合の条件、再委託した場合の乙に対する通知義務等を盛り込む。 ＊ 「委託を受けた者」が、番号法第10条の規定に違反して、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等</u>の許諾を得ずに当該個人番号利用事務等を再委託した場合、「委託を受けた者」は同法第19条（提供制限）にも違反することとなり、当該再委託を受けた者も同法第15条（提供の求めの制限）及び第20条（収集・保管制限）に	＊ 更に再委託をする場合も、その許諾を得る相手は、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>である。 したがって、個人番号利用事務等が、<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>→甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、丙は、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の許諾を得た場合に限り、別の事業者丁に再委託を行うことができる。更に再委託が繰り返される場合も同様である。 なお、乙は丙を監督する義務があるため、乙・丙間の委託契約の内容に、丙が再委託する場合の取扱いを定め、再委託を行う場合の条件、再委託した場合の乙に対する通知義務等を盛り込む。 ＊ 「委託を受けた者」が、番号法第10条の規定に違反して、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の許諾を得ずに当該個人番号利用事務等を再委託した場合、「委託を受けた者」は同法第19条（提供制限）にも違反することとなり、当該再委託を受けた者も同法第15条（提供の求めの制限）及び第20条

改正後	改正前
違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある。 C 再委託先の監督（第11条） 1 Aにおける「委託を受けた者」とは、行政機関等が直接委託する事業者を指すが、行政機関等→甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、甲に対する行政機関等の監督義務の内容には、再委託の適否だけではなく、甲が乙、丙、丁に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督することにも含まれる。したがって、<u>行政機関等は甲に対する監督義務だけではなく、再委託先である乙、丙、丁に対しても間接的に監督義務を負うこととなる。</u>	（収集・保管制限）に違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある。 C 再委託先の監督（第11条） 1 Aにおける「委託を受けた者」とは、行政機関等又は地方公共団体等が直接委託する事業者を指すが、行政機関等又は地方公共団体等→甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、甲に対する行政機関等又は地方公共団体等の監督義務の内容には、再委託の適否だけではなく、甲が乙、丙、丁に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督することにも含まれる。したがって、<u>行政機関等又は地方公共団体等は甲に対する監督義務だけではなく、再委託先である乙、丙、丁に対しても間接的に監督義務を負うこととなる。</u>
第4-2-(2) 安全管理措置 （関係条文） [略] ● 安全管理措置（番号法第12条、個人情報保護法第66条、第67条） 個人番号利用事務等実施者は、<u>個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置</u>	第4-2-(2) 安全管理措置 （関係条文） [同左] ● 安全管理措置（番号法第12条、個人情報保護法第66条、第67条） 個人番号利用事務等実施者は、<u>個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置</u>

改正後	改正前
<u>を講じなければならない。また、行政機関の長等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> 行政機関等は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法並びに本ガイドライン（「（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」を含む。）、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドを遵守することを前提とする。 また、行政機関等は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。 ※ 安全管理措置の具体的な内容については、「（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置（<u>行政機関等編</u>）」を参照のこと。 第４－３ 特定個人情報の提供制限等	<u>を講じなければならない。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u> 行政機関等及び地方公共団体等は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法並びに本ガイドライン（「（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を含む。）、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）及び指針等を遵守することを前提とする。 また、行政機関等及び地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。 ※ 安全管理措置の具体的な内容については、「（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置（<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>）」を参照のこと。 第４－３ 特定個人情報の提供制限等

改正後	改正前
第４－３－(1) 個人番号の提供の要求 (関係条文) [略] １ 提供の要求（番号法第14条第１項） 行政機関等は、個人番号利用事務等を行うため、本人又は他の個人番号利用事務等実施者から個人番号の提供を受ける必要がある。番号法第14条第１項は、個人番号利用事務等実施者（同法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び^{〔2〕}において同じ。）が個人番号の提供を求めるための根拠となる規定である。 個人番号利用事務等実施者は、本条により、個人番号利用事務等処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることとなる。 ２ 提供を求める時期 [略] ＊ 行政機関等の場合、個人番号利用事務に関しては、本人が申請・届出等を行う時点で個人番号の提供を求めることが一般的である。 ３ [略] 第４－３－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供	第４－３－(1) 個人番号の提供の要求 (関係条文) [同左] １ 提供の要求（番号法第14条第１項） 行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務等を行うため、本人又は他の個人番号利用事務等実施者から個人番号の提供を受ける必要がある。番号法第14条第１項は、個人番号利用事務等実施者（同法第９条第３項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び^{〔2〕}において同じ。）が個人番号の提供を求めるための根拠となる規定である。 個人番号利用事務等実施者は、本条により、個人番号利用事務等処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることとなる。 ２ 提供を求める時期 [同左] ＊ 行政機関等及び地方公共団体等の場合、個人番号利用事務に関しては、本人が申請・届出等を行う時点で個人番号の提供を求めることが一般的である。 ３ [同左] 第４－３－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供

改正後	改正前
制限 (関係条文) [略] 1 提供の求めの制限（番号法第15条） [略] ＊ <u>行政機関等</u>は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、給与受給者である職員に対し、個人番号の提供を求めることとなる。一方、職員の人事評価等を管理する目的で、個人番号の提供を求めてはならない。 (注) [略] 2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） [略] A 「提供」の意義について 行政機関等の場合は、当該行政機関等を超えて特定個人情報が移動することが「提供」である。 <u>なお、地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関</u>へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たる。	制限 (関係条文) [同左] 1 提供の求めの制限（番号法第15条） [同左] ＊ <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、給与受給者である職員に対し、個人番号の提供を求めることとなる。一方、職員の人事評価等を管理する目的で、個人番号の提供を求めてはならない。 (注) [同左] 2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） [同左] A 「提供」の意義について 行政機関等の場合は、当該行政機関等を超えて特定個人情報が移動することが「提供」である。 <u>地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関等</u>へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たる。

改正後	改正前
* [略] * [略] B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで） 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち<u>行政機関等</u>が関わるものは、次のとおりである。 a [略] b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号） [略] * <u>行政機関等</u>（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を作成し、税務署長に提出することとなる。 * 給与受給者である職員は、扶養控除等申告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、勤務先である<u>行政機関等</u>（個人番号関係事務実施者）に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出することとなる（この場合、職員は個人番号関係事務実施者となる。）。	* [同左] * [同左] B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで） 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が関わるものは、次のとおりである。 a [同左] b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号） [同左] * <u>行政機関等又は地方公共団体等</u>（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を作成し、税務署長に提出することとなる。 * 給与受給者である職員は、扶養控除等申告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、勤務先である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>（個人番号関係事務実施者）に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出することとなる（この場合、職員は個人番号関係事務実施者となる。）。

改正後	改正前
c 本人又は代理人からの提供（第3号） 本人又はその代理人は、個人番号利用事務等実施者に対し、本人の個人番号を含む特定個人情報を提供することとなる。 本人又はその代理人からの特定個人情報の提供により、<u>行政機関等</u>は個人番号の提供を受け、それを個人番号利用事務のために利用することができる。 [d・e 略] f 委託、合併に伴う提供（第6号） [略] ＊ 個人番号利用事務等の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等</u>の許諾を得ずにその事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第6号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。 [g～n 略] c [略]	c 本人又は代理人からの提供（第3号） 本人又はその代理人は、個人番号利用事務等実施者に対し、本人の個人番号を含む特定個人情報を提供することとなる。 本人又はその代理人からの特定個人情報の提供により、<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>は個人番号の提供を受け、それを個人番号利用事務のために利用することができる。 [d・e 同左] f 委託、合併に伴う提供（第6号） [同左] ＊ 個人番号利用事務等の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の許諾を得ずにその事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第6号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。 [g～n 同左] c [同左]
第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報	第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報

改正後	改正前
の提供 (関係条文) [略]	の提供 (関係条文) [同左]
1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下第4－3－(3)及び第4－5において同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。 行政機関等は、同法第19条第8号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第9号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務	1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第8号又は第9号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下第4－3－(3)において同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。 行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第8号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第9号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照

改正後	改正前
関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報^(注)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報^(注)を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。 行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。 また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u>	会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報^(注)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報^(注)を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。 行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。 また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u>
(注) [略]	(注) [同左]

改正後	改正前
〈参考〉 [略] B [略] 2 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条） [略] a [略] b <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、aに規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない</u>（番号法第23条第2項、第26条）。 一 個人情報保護法第78条第1項（個人情報保護法第125条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。二において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。 二 番号法第31条第3項において準用する個人情報保護法第78条第1項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。	〈参考〉 [同左] B [同左] 2 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条） [同左] a [同左] b <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、aに規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない</u>（番号法第23条第2項、第26条）。 一 個人情報保護法第78条（個人情報保護法第123条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。第3号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。 三 番号法第31条第3項において準用する個人情報保護法第78条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

改正後	改正前
き。 なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。 c [略] d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、個人情報保護法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、<u>利用目的以外の目的のために利用することはできない</u>（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第69条第1項）。 3 [略]	なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。 c [同左] d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、個人情報保護法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、<u>利用目的以外の目的のために利用することはできない</u>（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第69条第1項）。 <u>地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u> 3 [同左]

改正後	改正前
第４－３－(４) 収集・保管制限 (関係条文) [略] ● 収集・保管の制限（番号法第20条） [略] （注）[略] A 収集制限 [略] ＊ [略] ＊ [略] ＊ 番号法第10条において、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等</u>の許諾を得ずに当該個人番号利用事務等の再委託を行うことは認められない点が明示されており、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は、同法第19条各号のいずれにも該当しない。 このため、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等</u>の許諾を得ていることを確認せずに当該個人番号利用事務等の再委託を受け、結果として、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等</u>の許諾を得ていない再委託に伴って特定個人情報を収集した場合、番号法違反と判断される可能性がある。 ただし、例えば、個人番号を取り扱う委託業務であることが委託契	第４－３－(４) 収集・保管制限 (関係条文) [同左] ● 収集・保管の制限（番号法第20条） [同左] （注）[同左] A 収集制限 [同左] ＊ [同左] ＊ [同左] ＊ 番号法第10条において、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の許諾を得ずに当該個人番号利用事務等の再委託を行うことは認められない点が明示されており、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は、同法第19条各号のいずれにも該当しない。 このため、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の許諾を得ていることを確認せずに当該個人番号利用事務等の再委託を受け、結果として、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>の許諾を得ていない再委託に伴って特定個人情報を収集した場合、番号法違反と判断される可能性がある。 ただし、例えば、個人番号を取り扱う委託業務であることが委託契

改正後	改正前
約書等において明らかでないなど、当該再委託が「個人番号利用事務等の再委託」に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない。	約書等において明らかでないなど、当該再委託が「個人番号利用事務等の再委託」に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない。
B 保管制限と廃棄 個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、行政機関等が保有する個人番号が記載された文書等については、各機関が定める文書管理に関する規程等によって保存期間が一般的に定められており、これらの文書等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。 一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</u> ＊ [略] ＊ [略] ※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」を参照のこと。	B 保管制限と廃棄 個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、行政機関等及び地方公共団体等が保有する個人番号が記載された文書等については、各機関が定める文書管理に関する規程等によって保存期間が一般的に定められており、これらの文書等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。 一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</u> ＊ [同左] ＊ [同左] ※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

改正後	改正前
第４－３－(5) 〔略〕 第４－４ その他の取扱い 第４－４－(1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (関係条文) 〔略〕 ● 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（個人情報保護法第70条） 行政機関等が保有する情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。 第４－４－(2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 (関係条文) 〔略〕 ● 特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知 A 事前通知（個人情報保護法第74条第１項） 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有	第４－３－(5) 〔同左〕 第４－４ その他の取扱い 第４－４－(1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (関係条文) 〔同左〕 ● 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（個人情報保護法第70条） 行政機関等が保有する情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。 <u>地方公共団体においては、同法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u> 第４－４－(2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 (関係条文) 〔同左〕 ● 特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知 A 事前通知（個人情報保護法第74条第１項） 行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有

改正後	改正前
しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、個人情報保護法第74条第1項の規定が適用される。なお、特定個人情報について個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。 また、行政機関が、番号法第28条第1項に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第2項の規定により委員会の承認を受け、同条第4項の規定により公表したときは、同法第28条第5項の規定により個人情報保護法第74条第1項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。 委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第8において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。 一方、<u>地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人</u>は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要は<u>ない</u>。 B [略] C 保有をやめたときの通知（個人情報保護法第74条第3項）	しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、個人情報保護法第74条第1項の規定が適用される。なお、特定個人情報について個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。 また、行政機関が、番号法第28条第1項に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第2項の規定により委員会の承認を受け、同条第4項の規定により公表したときは、同法第28条第5項の規定により個人情報保護法第74条第1項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。 委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第8において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。 一方、<u>独立行政法人等</u>は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要は<u>ない</u>。<u>地方公共団体等</u>についても、<u>同様に委員会に通知する必要はない</u>。 B [同左] C 保有をやめたときの通知（個人情報保護法第74条第3項）

改正後	改正前												
[略] 〈参考〉行政機関における委員会への事前通知等の要否 <table> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> (地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人は、委員会へ事前通知等をする必要はない。) 第４－４－(3) 開示 (関係条文) [略] ● 開示（番号法第30条第１項により読み替えて適用される個人情報保護法第76条から第89条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第１項及び第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第76条から第89条まで。番号法施行令第33条） 行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる（個人情報保護法第76条第１項）。 ただし、特定個人情報については、次のＡからＣまでについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左] 〈参考〉行政機関における委員会への事前通知等の要否 <table> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </table> (独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。) 第４－４－(3) 開示 (関係条文) [同左] ● 開示（番号法第30条第１項により読み替えて適用される個人情報保護法第76条から第89条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第１項及び第２項により読み替えて適用される個人情報保護法第76条から第89条まで。番号法施行令第33条） 行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる（個人情報保護法第76条第１項）。 ただし、特定個人情報については、次のＡからＣまでについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
[同左]	[同左]												
[同左]	[同左]												
[同左]	[同左]												

改正後	改正前
必要がある。 なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人は、個人情報保護法第125条により適用される規定があるので留意する必要がある。	必要がある。 なお、個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、個人情報保護法第123条により適用される規定があるので留意する必要がある。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
A [略] B 他の法令による開示の実施との調整 個人情報保護法第88条の適用を除外し、他の<u>法令</u>（<u>条例を含む。第4－6において同じ。</u>）の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととしている。 C [略]	A [同左] B 他の法令による開示の実施との調整 個人情報保護法第88条の適用を除外し、他の<u>法令</u>の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととしている。 C [同左]
第4－4－(4) 訂正 (関係条文) [略] ● 訂正（個人情報保護法第90条から第97条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第90条から第97条まで）	第4－4－(4) 訂正 (関係条文) [同左] ● 訂正（個人情報保護法第90条から第97条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第90条から第97条まで）

改正後	改正前
行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる（個人情報保護法第90条第1項）。 ただし、特定個人情報については、次のA及びBについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。 なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人は、個人情報保護法第125条により適用される規定があるので留意する必要がある。	行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる（個人情報保護法第90条第1項）。 ただし、特定個人情報については、次のA及びBについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。 なお、個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、個人情報保護法第123条により適用される規定があるので留意する必要がある。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
[A・B 略]	[A・B 同左]
第4-4-(5) 利用停止 (関係条文) [略] ● 利用停止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第98条から第103条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により適用が除外される個	第4-4-(5) 利用停止 (関係条文) [同左] ● 利用停止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第98条から第103条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により適用が除外される個

改正後	改正前
個人情報保護法第5章第4節第3款) 行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、行政機関の長等に対し、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる（個人情報保護法第98条第1項）。 ただし、特定個人情報については、次のA及びBについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。 なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人は、個人情報保護法第125条により適用される規定があるので留意する必要がある。	個人情報保護法第5章第4節第3款) 行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる（個人情報保護法第98条第1項）。 ただし、特定個人情報については、次のA及びBについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。 なお、個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、個人情報保護法第123条により適用される規定があるので留意する必要がある。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
[A・B 略]	[A・B 同左]
第4－5 [略]	第4－5 [同左]
第4－6 個人情報保護法の主な規定 行政機関等は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある	第4－6 個人情報保護法の主な規定 行政機関等は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある

改正後	改正前
ある。具体的な取扱いについては、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）によることを前提としている。 なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人は、個人情報保護法第125条により適用される規定があるので留意する必要がある。	ある。具体的な取扱いについては、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）によることを前提としている。 なお、個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、個人情報保護法第123条により適用される規定があるので留意する必要がある。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
[A・B 略] C 不適正な利用の禁止（個人情報保護法第63条） <u>行政機関の長等</u>は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 [D・E 略] F 漏えい等の報告等（個人情報保護法第68条） a [略]	[A・B 同左] C 不適正な利用の禁止（個人情報保護法第63条） <u>行政機関の長（同法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報保護法施行令第3条で定める機関にあつては、その機関ごとに個人情報保護法施行令第17条で定める者をいう。）及び独立行政法人等（個人情報保護法別表第2に掲げる法人を除く。以下第4－6において「行政機関の長等」という。）</u>は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 [D・E 同左] F 漏えい等の報告等（個人情報保護法第68条） a [同左]

改正後	改正前
b 本人への通知（第2項） aに規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第45条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 [略] 二 当該保有個人情報に個人情報保護法第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。 G 個人情報ファイル簿の作成及び公表（個人情報保護法第75条） a 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項） 行政機関の長等は、個人情報保護法施行令第21条で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 [一～九 略] 十 その他個人情報保護法施行令第21条で定める事項 b 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第2項） aの規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	b 本人への通知（第2項） aに規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第45条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 [同左] 二 当該保有個人情報に個人情報保護法第78条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。 G 個人情報ファイル簿の作成及び公表（個人情報保護法第75条） a 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項） 行政機関の長等は、個人情報保護法施行令第20条で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 [一～九 同左] 十 その他個人情報保護法施行令第20条で定める事項 b 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第2項） aの規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

改正後	改正前
① 個人情報保護法第74条第2項第1号から第10号に掲げる個人情報ファイル（第1号） [一～八 略] 九 本人の数が個人情報保護法施行令第20条で定める数に満たない個人情報ファイル 十 三から九までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護法施行令第20条で定める個人情報ファイル ② [略] ③ ②に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護法施行令第21条で定める個人情報ファイル（第3号） c [略] <u>d</u> 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人への適用（第4項） 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についてのaの規定の適用については、a中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。 <u>e</u> 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表（第5項） a～dの規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の	① 個人情報保護法第74条第2項第1号から第10号に掲げる個人情報ファイル（第1号） [一～八 同左] 九 本人の数が個人情報保護法施行令第19条で定める数に満たない個人情報ファイル 十 三から九までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護法施行令第19条で定める個人情報ファイル ② [同左] ③ ②に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護法施行令第20条で定める個人情報ファイル（第3号） c [同左] [加える。] [加える。]

改正後	改正前
個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。 H 審査請求（個人情報保護法第104条から第107条まで） H－1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第104条第1項） <u>行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。H－2、H－3及びH－4において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）第9条（審理員）、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第24条（審理手続を経ないです却下裁決）、第2章第3節（審理手続）及び第4節（行政不服審査会等への諮問）並びに第50条第2項（裁決の方式）の規定を適用しない。</u> H－2 審査会への諮問（第105条第1項） 〔略〕 一 〔略〕 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（H－3及びH－<u>6</u>において「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）	H 審査請求（個人情報保護法第104条から第106条まで） H－1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第104条第1項） <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）第9条（審理員）、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第24条（審理手続を経ないです却下裁決）、第2章第3節（審理手続）及び第4節（行政不服審査会等への諮問）並びに第50条第2項（裁決の方式）の規定を適用しない。</u> H－2 審査会への諮問（第105条第1項） 〔同左〕 一 〔同左〕 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（H－3及びH－<u>4</u>において「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

改正後	改正前
[三・四 略] H－3 [略] H－4 行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関への諮問 (第105条第3項) H－2及びH－3の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、H－2中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。 H－5 地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（第106条第1項） 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項（審理員）まで、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第40条（審理員による執行停止の意見書の提出）、第42条（審理員意見書）、第2章第4節（行政不服審査会等への諮問）及び第50条第2項（裁決の方式）の規定は、適用しない。	[三・四 同左] H－3 [同左] [加える。] [加える。]

改正後	改正前
<u>H-6</u> 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第107条第1項） [略] <u>I</u> 条例との関係（個人情報保護法第108条） 個人情報保護法第5章第4節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。 <u>J</u> 苦情の処理（個人情報保護法第128条） [略] <u>K</u> 地方公共団体に置く審議会等への諮問（個人情報保護法第129条） 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報保護法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。 （別添1）特定個人情報に関する安全管理措置 （<u>行政機関等編</u>） 【目次】	<u>H-4</u> 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第106条第1項） [同左] [加える。] <u>I</u> 苦情の処理（個人情報保護法第126条） [同左] [加える。] （別添1）特定個人情報に関する安全管理措置 （<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>） 【目次】

改正後	改正前
[略] 1 安全管理措置の検討手順 行政機関等は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いを検討するに当たって、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にしておく必要がある。 これらを踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することが重要である。 行政機関等は、個人情報の保護に関する<u>取扱規程等</u>の見直し等を行い、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある。 行政機関等は、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要がある。検討に際し、特定個人情報保護評価を実施した事務については、A～Cを省略し、D～Eを実施することもある。	[同左] 1 安全管理措置の検討手順 行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いを検討するに当たって、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にしておく必要がある。 これらを踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することが重要である。 行政機関等は、個人情報の保護に関する<u>管理規程等及び取扱規程等</u>の見直し等を行い、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある。<u>地方公共団体等は、個人情報の保護に関する取扱規程等の見直し等を行い、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある。</u> 行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要がある。検討に際し、特定個人情報保護評価を実施した事務については、A～Cを省略し、D～Eを実施することもある。

A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化 行政機関等は、<u>個人番号利用事務等の範囲を明確にしておかなければならない</u>。→ガイドライン第4-1-(1)1 A参照 B 特定個人情報等の範囲の明確化 行政機関等は、Aで明確化した事務において<u>取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にしておかなければならない</u>^(注)。 (注) [略] C 事務取扱担当者の明確化 行政機関等は、Aで明確化した事務に従事する<u>事務取扱担当者を明確にしておかなければならない</u>。 D [略] E 取扱規程等の見直し等 行政機関等は、<u>個人情報の保護に関する取扱規程等の見直し等を行わなければならない</u>。→2 B参照	A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化 行政機関等及び地方公共団体等は、<u>個人番号利用事務等の範囲を明確にしておかなければならない</u>。→ガイドライン第4-1-(1)1 A参照 B 特定個人情報等の範囲の明確化 行政機関等及び地方公共団体等は、Aで明確化した事務において<u>取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にしておかなければならない</u>^(注)。 (注) [同左] C 事務取扱担当者の明確化 行政機関等及び地方公共団体等は、Aで明確化した事務に従事する<u>事務取扱担当者を明確にしておかなければならない</u>。 D [同左] E 取扱規程等の見直し等 行政機関等は、<u>個人情報の保護に関する管理規程等の見直し等を行わなければならない</u>。また、行政機関等及び地方公共団体等は、A～Cで明確化した事務における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報の保護に関する<u>取扱規程等の見直し等を行わなければならない</u>。→2 B参照
---	---

改正後	改正前
2 講ずべき安全管理措置の内容 本セクション²においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。 行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）、<u>事務対応ガイド</u>及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。 <u>なお、地方公共団体においては、これらに加え、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。</u> <u>行政機関等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。</u>	2 講ずべき安全管理措置の内容 本セクション²においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。 行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）、<u>指針等^(注)</u>及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。 <u>地方公共団体等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護条例、本ガイドライン、指針等及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体等において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。</u> <u>行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。</u>

改正後	改正前
[削る。] [A・B 略] C 組織的安全管理措置 行政機関等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>組織的安全管理措置</u>を講じなければならない。 a 組織体制の整備 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。 行政機関等は、組織体制の整備として、次に掲げる事項を<u>含める。</u> ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略]	<u>(注)</u> 「指針等」とは、「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成 15 年 6 月 16 日総行第 91 号総務省政策統括官通知）」等という。 [A・B 同左] C 組織的安全管理措置 行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>組織的安全管理措置</u>を講じなければならない。 a 組織体制の整備 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。 行政機関等は、組織体制の整備として、次に掲げる事項を<u>含める。地方公共団体等は、次に掲げる事項を参考に、適切に組織体制を整備する。</u> ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左]

改正後	改正前
・ [略] ・ [略] b [略] c 取扱状況を確認する手段の整備 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。 行政機関等は、次に掲げる項目を含めて記録<u>する</u>。 なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。 ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略] d 漏えい等事案に対応する体制等の整備 [略] (※) <u>行政機関等</u>において、漏えい等事案が発生した場合等の対応の詳細については、「(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等編)」を参照のこと。	・ [同左] ・ [同左] b [同左] c 取扱状況を確認する手段の整備 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。 行政機関等は、次に掲げる項目を含めて記録<u>する</u>。<u>地方公共団体等は、次に掲げる項目を参考に、適切な手段を整備する。</u> なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。 ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] d 漏えい等事案に対応する体制等の整備 [同左] (※) <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>において、漏えい等事案が発生した場合等の対応の詳細については、「(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等・地方公共団体等編)」を参照のこと。

改正後	改正前
《手法の例示》 * [略] * [略] ● 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し <u>監査責任者</u>は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を<u>総括責任者</u>に報告する。 総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。 D 人的安全管理措置 行政機関等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>人的安全管理措置</u>を講じなければならない。 a 事務取扱担当者の監督 総括責任者及び<u>保護責任者</u>は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。	《手法の例示》 * [同左] * [同左] ● 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し <u>監査責任者（地方公共団体等においては相当する者）</u>は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を<u>総括責任者（地方公共団体等においては相当する者。以下同じ。）</u>に報告する。 総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。 D 人的安全管理措置 行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>人的安全管理措置</u>を講じなければならない。 a 事務取扱担当者の監督 総括責任者及び<u>保護責任者（地方公共団体等においては相当する者。以下同じ。）</u>は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

改正後	改正前
[b・c 略] E 物理的安全管理措置 行政機関等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>物理的安全管理措置</u>を講じなければならない。 a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。 また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。 行政機関等は、管理区域のうち、基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理する場合には、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を<u>講ずる。</u>	[b・c 同左] E 物理的安全管理措置 行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>物理的安全管理措置</u>を講じなければならない。 a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講ずる。 また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。 行政機関等は、管理区域のうち、基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理する場合には、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。<u>地方公共団体等は、次の①及び②に掲げる項目を参考に、適切な措置を講ずる。</u>

[①・② 略] [b～d 略] F 技術的安全管理措置 行政機関等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>技術的安全管理措置</u>を講じなければならない。 [a～d 略] G 外的環境の把握 <u>行政機関等</u>が、外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (<u>行政機関等編</u>) 【目次】 [略] 1 特定個人情報の漏えい等の考え方 A [略]	[①・② 同左] [b～d 同左] F 技術的安全管理措置 行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる<u>技術的安全管理措置</u>を講じなければならない。 [a～d 同左] G 外的環境の把握 <u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が、外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>) 【目次】 [同左] 1 特定個人情報の漏えい等の考え方 A [同左]
---	--

B 「滅失」の考え方 [略] 【特定個人情報の滅失に該当する事例】 * [略] * 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等を<u>当該行政機関等</u>の内部で紛失した場合（※2） なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、個人番号利用事務等実施者が合理的な理由により特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。 （※1）[略] （※2）<u>当該行政機関等</u>の外部に流出した場合には、特定個人情報の漏えいに該当する。 C [略] 2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置 特定個人情報を取り扱う<u>行政機関等</u>は、漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次のAからEに掲げる事項	B 「滅失」の考え方 [同左] 【特定個人情報の滅失に該当する事例】 * [同左] * 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等を<u>当該行政機関等及び地方公共団体等</u>の内部で紛失した場合（※2） なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、個人番号利用事務等実施者が合理的な理由により特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。 （※1）[同左] （※2）<u>当該行政機関等及び地方公共団体等</u>の外部に流出した場合には、特定個人情報の漏えいに該当する。 C [同左] 2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置 特定個人情報を取り扱う<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>は、漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の
---	--

改正後	改正前
について必要な措置を講じなければならない。 [A～E 略] 3 委員会への報告（番号法第 29 条の 4 第 1 項関係） A 報告対象となる事態 [略] [略] [(1)～(3) 略] (4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態（規則第 2 条第 4 号関係） [イ～ハ 略] 「特定個人情報に係る本人の数」は、当該個人番号利用事務等実施者が取り扱う特定個人情報のうち、イからハに該当する特定個人情報に係る本人の数をいう。「特定個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で規則第 2 条第 4 号に該当することになる。本人の数が確定できないイからハに該当する事態において、当該事態が発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には、規則第 2 条第 4 号に該当する。 【報告を要する事例】	A から E に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。 [A～E 同左] 3 委員会への報告（番号法第 29 条の 4 第 1 項関係） A 報告対象となる事態 [同左] [同左] [(1)～(3) 同左] (4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態（規則第 2 条第 4 号関係） [イ～ハ 同左] 「特定個人情報に係る本人の数」は、当該個人番号利用事務等実施者が取り扱う特定個人情報のうち、イからハに該当する特定個人情報に係る本人の数をいう。「特定個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で規則第 2 条第 4 号に該当することになる。本人の数が確定できないイからハに該当する事態において、当該事態が発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には、規則第 2 条第 4 号に該当する。 【報告を要する事例】

改正後	改正前
＊ [略] ＊ [略] [(※1) ～ (※3) 略] ただし、報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、特定個人情報を取り扱う<u>行政機関等</u>は委員会に報告する。 なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。 B 報告義務の主体 漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である<u>行政機関等</u>と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる(※)。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される(3E参照)。	＊ [同左] ＊ [同左] [(※1) ～ (※3) 同左] ただし、報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、特定個人情報を取り扱う<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>は委員会に報告する。 なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。 B 報告義務の主体 漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である<u>行政機関等又は地方公共団体等</u>と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる(※)。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される(3E参照)。

改正後	改正前
また、行政機関Aが特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合において、受託者が別の行政機関Bから特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを受託しており、特定個人情報Bについて受託者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関Aは報告義務を負わず、行政機関B及び受託者のみが報告義務を負うことになる。 (※) [略] C 速報（規則第3条第1項関係）	また、行政機関Aが特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合において、受託者が別の行政機関Bから特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを受託しており、特定個人情報Bについて受託者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関Aは報告義務を負わず、行政機関B及び受託者のみが報告義務を負うことになる。 (※) [同左] C 速報（規則第3条第1項関係）
[略] 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、委員会に報告しなければならない。 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、<u>行政機関等</u>のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、<u>行政機関等</u>が当該事態を知った時点から概ね3日～5日以内である。 委員会への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。	[同左] 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、委員会に報告しなければならない。 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>が当該事態を知った時点から概ね3日～5日以内である。 委員会への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

改正後	改正前
[(1)～(9) 略] D 確報（規則第3条第2項関係） [略] 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会に報告しなければならない。 30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。 報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、<u>行政機関等</u>のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。 確報においては、3C(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。	[(1)～(9) 同左] D 確報（規則第3条第2項関係） [同左] 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会に報告しなければならない。 30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。 報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、<u>行政機関等及び地方公共団体等</u>のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。 確報においては、3C(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

改正後	改正前
(※1) [略] (※2) [略] E [略]	(※1) [同左] (※2) [同左] E [同左]
4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）	4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）
[略]	[同左]
A 通知対象となる事態及び通知義務の主体 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。 通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。（※） 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。 漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。 なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事	A 通知対象となる事態及び通知義務の主体 個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。 通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。（※） 特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等又は地方公共団体等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。 漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。 なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事

改正後	改正前
項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。 (※) [略] [B～E 略]	項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。 (※) [同左] [B～E 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	